

瀬戸市空き家情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市空き家情報登録制度に関し必要な事項を定めることにより、市内の空き家の有効活用及び定住の促進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)における空家等のうち、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売却または賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を市内への定住もしくは工房や店舗等への活用を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供する仕組みをいう。
- (4) 定住 長期にわたる居住を前提に、住民基本台帳に記録される住所地を市内の住所地に異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。なお、市内の異動も含む。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家情報バンクへの登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家情報バンク物件登録申込書(様式第1号)に空き家情報バンク物件登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を添えて市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、第1項の規定による登録の申込みをした所有者等が当該空き家の契約交渉について公益

社団法人愛知県宅地建物取引業協会東尾張支部（以下「宅建協会」という。）の仲介を選択しているときは、宅建協会に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果を求めることができるものとする。

- 4 市長は、前項の規定により所有者等が宅建協会の仲介を希望する場合は、速やかに宅建協会に媒介に係る協力を依頼し、選定のあった媒介業者を、空き家情報バンク媒介業者決定通知書（様式第3号）により申込みのあった所有者等に通知する。
- 5 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、当該空き家を空き家情報バンクに登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家情報バンクへの登録は行わない。
 - (1) 当該空き家が瀬戸市内に存在していない場合
 - (2) 当該空き家の老朽化の著しい場合又は大規模な改修が必要な場合
 - (3) 当該空き家又は土地に抵当権等の担保物権が設定されている場合
 - (4) 当該空き家又は土地に係る所有権を有する者が空き家情報バンクへの登録を認めない場合
 - (5) その他市長が空き家情報バンクへの登録が適当でないと認めた場合
- 6 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク物件登録完了通知書（様式第4号。以下「物件登録完了通知書」という。）を申込みのあった所有者等に通知する。
- 7 市長は、第1項の規定による登録の申込みについて不相当と認めたときは、空き家情報バンク物件登録不承認通知書（様式第5号）を申込みのあった所有者等に通知する。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 物件登録完了通知書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き家情報バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家情報バンク物件登録事項変更届（様式第6号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（空き家情報バンクの登録の取り消し）

第6条 市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は物件登録者から空き家情報バンク物件登録取消届（様式第7号）の提出があったときは、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消する。

2 市長は、第4条第6項の規定による登録から2年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、物件登録者と協議して、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消することができる。

- 3 空き家情報バンクを通じ、物件の契約が完了したときは、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消する。
- 4 前項の規定によらず、市長が空き家情報バンクへの登録が適当でないと認めた場合は、当該登録物件を空き家情報バンクから抹消することができる。
- 5 市長は、第2項及び第4項の規定により当該登録物件を空き家情報バンクから抹消したときは、空き家情報バンク物件登録取消通知書（様式第8号）を当該物件登録者に通知する。

（空き家情報の公開）

第7条 市長は、空き家情報バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を公開する。

- (1) 登録番号
- (2) 所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 売却又は賃貸の希望価格
- (5) 構造、面積及び建築時期
- (6) 利用状況
- (7) 設備
- (8) 主要施設までの距離
- (9) 位置図
- (10) 間取り
- (11) 写真
- (12) その他必要な情報

（登録物件の利用申込みおよび通知）

第8条 登録物件の利用希望者は、空き家情報バンク登録物件利用申込書（様式第9号）を、市長へ提出しなければならない。この場合において、物件登録者が当該登録物件の契約交渉について宅建協会の仲介を希望しているときは、宅建協会を通じて申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者に対し、空き家情報バンク登録物件利用申込通知書（様式第10号）により通知する。ただし、宅建協会を通じて申込みを行った場合を除く。

（物件登録者と利用希望者の交渉等）

第9条 前条の規定による通知を受けた物件登録者又は空き家情報バンク

登録物件利用申込書を受け取った宅建協会は、申込みを行った利用希望者と交渉した結果を市長に対し報告するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて利用希望者並びに物件登録者及び宅建協会に対して、空き家情報バンクに登録された有用な情報を提供することができる。
- 3 市長は、物件登録者と利用希望者との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。
- 4 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

